



第 56 回

選 択 式 試 験 問 題

(注 意)

- 1 係員の指示があるまで、この問題用紙を開かないこと。
- 2 解答は、別紙解答用紙によること。
- 3 解答用紙の受験番号及び氏名(フリガナ)を確認し、氏名を漢字で記入すること。
- 4 各問ごとに、正解と思う語句に付されている番号を解答用紙の所定の欄に1つ表示すること。
- 5 この問題の解答は、試験実施に関する官報公告の日(令和6年4月12日)に施行されている法令等によること。
- 6 この問題は、問1から問8までの8問であるので、確認すること。
- 7 この問題用紙は、試験時間中(11時50分まで)の持ち出しはできません。また、問題用紙を破って解答等を写して持ち帰ることもできません。
- 8 試験時間の途中で退室する人は、自分の席に置いたまま退室し、昼の休憩時間(試験時間終了から12時50分までの間)に自席に戻って入手すること。

受験番号	
氏 名	

【注意事項】

本試験における出題は、根拠となる法律、政令、省令、告示、通達に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号)」をはじめとする東日本大震災等に関連して制定、発出された特例措置及び新型コロナウイルス感染症に関連して制定、発出された特例措置に係るものは含まれません。

【法令等略記凡例】

本試験問題文中においては、下表左欄の法令名等を右欄に示す略称により記載しています。

法令等名称	法令等略称
労働者災害補償保険法	労災保険法
労働者災害補償保険法施行規則	労災保険法施行規則
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	激甚災害法
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	男女雇用機会均等法
高齢者の医療の確保に関する法律	高齢者医療確保法

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問 1〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 年少者の労働に関し、最低年齢を設けている労働基準法第56条第1項は、「使用者は、 A 、これを使用してはならない。」と定めている。
- 2 最高裁判所は、労働者が始業時刻前及び終業時刻後の作業服及び保護具等の着脱等並びに始業時刻前の副資材等の受出し及び散水に要した時間が労働基準法上の労働時間に該当するかが問題となった事件において、次のように判示した。

「労働基準法(昭和62年法律第99号による改正前のもの)32条の労働時間(以下「労働基準法上の労働時間」という。)とは、労働者が使用者の B に置かれている時間をいい、右の労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の B に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めいかんにより決定されるべきものではないと解するのが相当である。そして、労働者が、就業を命じられた業務の準備行為等を事業所内において行うことを使用者から義務付けられ、又はこれを余儀なくされたときは、当該行為を所定労働時間外において行うものとされている場合であっても、当該行為は、特段の事情のない限り、使用者の B に置かれたものと評価することができ、当該行為に要した時間は、それが社会通念上必要と認められるものである限り、労働基準法上の労働時間に該当すると解される。」

- 3 最高裁判所は、賃金に当たる退職金債権放棄の効力が問題となった事件において、次のように判示した。

本件事実関係によれば、本件退職金の「支払については、同法〔労働基準法〕24条1項本文の定めるいわゆる全額払の原則が適用されるものと解するのが相当である。しかし、右全額払の原則の趣旨とするところは、使用

者が一方的に賃金を控除することを禁止し、もつて労働者に賃金の全額を確実に受領させ、労働者の経済生活をおびやかすことのないようにしてその保護をはかろうとするものというべきであるから、本件のように、労働者たる上告人が退職に際しみずから賃金に該当する本件退職金債権を放棄する旨の意思表示をした場合に、右全額払の原則が右意思表示の効力を否定する趣旨のものであるとまで解することはできない。もつとも、右全額払の原則の趣旨とするところなどに鑑みれば、右意思表示の効力を肯定するには、それが上告人の ものであることが明確でなければならないものと解すべきである」。

- 4 労働安全衛生法第45条により定期自主検査を行わなければならない機械等には、同法第37条第1項に定める特定機械等のほか が含まれる。
- 5 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその付属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業(休業の日数が4日以上の場合に限る。)したときは、 、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

選択肢

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| ① 7日以内に | ② 14日以内に |
| ③ 30日以内に | ④ 管理監督下 |
| ⑤ 空気調和設備 | ⑥ 研削盤 |
| ⑦ 権利濫用に該当しない | ⑧ 構内運搬車 |
| ⑨ 指揮命令下 | |
| ⑩ 児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで | |
| ⑪ 児童が満18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで | |
| ⑫ 支配管理下 | ⑬ 自由な意思に基づく |
| ⑭ 従属関係下 | |
| ⑮ 退職金債権放棄同意書への署名押印により行われた | |
| ⑯ 退職に接した時期においてされた | |
| ⑰ 遅滞なく | ⑱ フォークリフト |
| ⑲ 満15歳に満たない者については | ⑳ 満18歳に満たない者については |

労働者災害補償保険法

〔問 2〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 労災保険法施行規則第14条第1項は、「障害補償給付を支給すべき身体障害の障害等級は、別表第1に定めるところによる。」と規定し、同条第2項は、「別表第1に掲げる身体障害が2以上ある場合には、重い方の身体障害の該当する障害等級による。」と規定するが、同条第3項柱書きは、「第 A 級以上に該当する身体障害が2以上あるとき」は「前2項の規定による障害等級」を「2級」繰り上げた等級(同項第2号)、「第 B 級以上に該当する身体障害が2以上あるとき」は「前2項の規定による障害等級」を「3級」繰り上げた等級(同項第3号)によるとする。

2 年金たる保険給付の支給は、支給すべき事由が生じた C から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。また、保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、 D の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

3 最高裁判所は、遺族補償年金に関して次のように判示した。

「労災保険法に基づく保険給付は、その制度の趣旨目的に従い、特定の損害について必要額を填補するために支給されるものであり、遺族補償年金は、労働者の死亡による遺族の E を填補することを目的とするものであって(労災保険法1条、16条の2から16条の4まで)、その填補の対象とする損害は、被害者の死亡による逸失利益等の消極損害と同性質であり、かつ、相互補完性があるものと解される。〔…(略)…〕

したがって、被害者が不法行為によって死亡した場合において、その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け、又は支給を

受けることが確定したときは、損害賠償額を算定するに当たり、上記の遺族補償年金につき、その填補の対象となる E による損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する逸失利益等の消極損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当である。」

選択肢

- | | | | |
|-----------|------------|------|------|
| ① 3 | ② 5 | ③ 6 | ④ 7 |
| ⑤ 8 | ⑥ 10 | ⑦ 12 | ⑧ 13 |
| ⑨ 事業主 | ⑩ 自己 | | |
| ⑪ 死亡した者 | ⑫ 生活基盤の喪失 | | |
| ⑬ 精神的損害 | ⑭ 世帯主 | | |
| ⑮ 相続財産の喪失 | ⑯ 月 | | |
| ⑰ 月の翌月 | ⑱ 日 | | |
| ⑲ 日の翌日 | ⑳ 被扶養利益の喪失 | | |

雇 用 保 険 法

〔問 3〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 被保険者が A 、厚生労働省令で定めるところにより出生時育児休業をし、当該被保険者が雇用保険法第 61 条の 8 に規定する出生時育児休業給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が同一の子について 3 回以上の出生時育児休業をしたとき、 B 回目までの出生時育児休業について出生時育児休業給付金が支給される。また、同一の子について当該被保険者がした出生時育児休業ごとに、当該出生時育児休業を開始した日から当該出生時育児休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が C 日に達した日後の出生時育児休業については、出生時育児休業給付金が支給されない。
- 2 被保険者が雇用されていた適用事業所が、激甚災害法第 2 条の規定による激甚災害の被害を受けたことにより、やむを得ず、事業を休止し、若しくは廃止したことによって離職を余儀なくされた者又は同法第 25 条第 3 項の規定により離職したものとみなされた者であって、職業に就くことが特に困難な地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者が、基本手当の所定給付日数を超えて受給することができる個別延長給付の日数は、雇用保険法第 24 条の 2 により D 日(所定給付日数が雇用保険法第 23 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イに該当する受給資格者である場合を除く。)を限度とする。
- 3 令和 4 年 3 月 31 日以降に就労していなかった者が、令和 6 年 4 月 1 日に 65 歳に達し、同年 7 月 1 日に X 社に就職して 1 週当たり 18 時間勤務することとなった後、同年 10 月 1 日に季節的事業を営む Y 社に就職して 1 週当たり 12 時間勤務し二つの雇用関係を有するに至り、雇用保険法第 37 条の 5 第 1 項に基づく特例高年齢被保険者となることの申出をしていない場合、同年 12 月 1 日時点において当該者は E となる。

問題は次ページに続きます。

労務管理その他の労働に関する一般常識

〔問 4〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

なお、2については「令和5年版厚生労働白書(厚生労働省)」を参照しており、当該白書による用語及び統計等を利用している。

- 1 自動車運転者は、他の産業の労働者に比べて長時間労働の実態にあることから、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)において、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい A 及び運転時間等の基準を設け、労働条件の改善を図ってきた。こうした中、過労死等の防止の観点から、労働政策審議会において改善基準告示の見直しの検討を行い、2022(令和4)年12月にその改正を行った。
- 2 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」によると、2022(令和4)年の女性の雇用者数は2,765万人で、雇用者総数に占める女性の割合は B である。
- 3 最高裁判所は、労働協約上の基準が一部の点において未組織の同種労働者の労働条件よりも不利益である場合における労働協約の一般的拘束力が問題となった事件において、次のように判示した。

「労働協約には、労働組合法17条により、一の工場事業場の4分の3以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用されている他の同種労働者に対しても右労働協約の C 的効力が及ぶ旨の一般的拘束力が認められている。ところで、同条の適用に当たっては、右労働協約上の基準が一部の点において未組織の同種労働者の労働条件よりも不利益とみられる場合であっても、そのことだけで右の不利益部分についてはその効力を未組織の同種労働者に対して及ぼし得ないものと解するのは相当でない。けだし、同条は、その文言上、同条に基づき労働協約の C 的効力が同種労働者にも及ぶ範囲

について何らの限定もしていない上、労働協約の締結に当たっては、その時々々の社会的経済的条件を考慮して、総合的に労働条件を定めていくのが通常であるから、その一部をとらえて有利、不利をいうことは適当でないからである。また、右規定の趣旨は、主として一の事業場の4分の3以上の同種労働者に適用される労働協約上の労働条件によって当該事業場の労働条件を統一し、労働組合の団結権の維持強化と当該事業場における公正妥当な労働条件の実現を図ることにあると解されるから、その趣旨からしても、未組織の同種労働者の労働条件が一部有利なものであることの故に、労働協約の 的効力がこれに及ばないとするのは相当でない。

しかしながら他面、未組織労働者は、労働組合の意思決定に関与する立場になく、また逆に、労働組合は、未組織労働者の労働条件を改善し、その他の利益を擁護するために活動する立場にないことからすると、労働協約によって特定の未組織労働者にもたらされる不利益の程度・内容、労働協約が締結されるに至った経緯、当該労働者が労働組合の組合員資格を認められているかどうか等に照らし、当該労働協約を特定の未組織労働者に適用することが と認められる特段の事情があるときは、労働協約の 的効力を当該労働者に及ぼすことはできないと解するのが相当である。」

4 男女雇用機会均等法第9条第4項本文は、「妊娠中の女性労働者及び出産後 を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。」と定めている。

社会保険に関する一般常識

〔問 5〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 厚生労働省から令和5年7月に公表された「2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況」によると、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合についてみると、公的年金・恩給の総所得に占める割合が A の世帯が44.0%となっている。なお、国民生活基礎調査において、「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
- 2 厚生労働省から令和5年8月に公表された「令和3年度介護保険事業状況報告(年報)」によると、令和3年度末において、第1号被保険者のうち要介護又は要支援の認定者(以下本肢において「認定者」という。)は677万人であり、第1号被保険者に占める認定者の割合は全国平均で B %となっている。
- 3 国民健康保険法第1条では、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて C に寄与することを目的とする。」と規定している。
- 4 高齢者医療確保法第1条では、「この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の D の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の E の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もつて国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。」と規定している。

選択肢

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 3.9 | ② 18.9 |
| ③ 33.9 | ④ 48.9 |
| ⑤ 40～60 % 未満 | ⑥ 60～80 % 未満 |
| ⑦ 80～100 % 未満 | ⑧ 100 % |
| ⑨ 給付費用 | ⑩ 給付割合 |
| ⑪ 共助連帯 | ⑫ 共同連帯 |
| ⑬ 自助と共助 | ⑭ 自助と連帯 |
| ⑮ 社会保険及び国民福祉の向上 | ⑯ 社会保険及び国民保健の向上 |
| ⑰ 社会保障及び国民福祉の向上 | ⑱ 社会保障及び国民保健の向上 |
| ⑲ 費用負担 | ⑳ 負担割合 |

健康保険法

〔問 6〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 保険外併用療養費の支給対象となる治験は、 A 、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られるものとし、したがって、治験の内容を患者等に説明することが医療上好ましくないと認められる等の場合にあっては、保険外併用療養費の支給対象としない。
- 2 任意継続被保険者がその資格を喪失した後、出産育児一時金の支給を受けることができるのは、任意継続被保険者の B であった者であって、実際の出産日が被保険者の資格を喪失した日後6か月以内の期間でなければならない。
- 3 健康保険法第111条の規定によると、被保険者の C が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、 D を支給する。 D の額は、当該指定訪問看護につき厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額に E の給付割合を乗じて得た額(E の支給について E の額の特例が適用されるべきときは、当該規定が適用されたものとした場合の額)とする。

選択肢

- ① 3親等内の親族
- ② 新たな医療技術、医薬品、医療機器等によるものであることから
- ③ 家族訪問看護療養費
- ④ 家族療養費
- ⑤ 患者に対する情報提供を前提として
- ⑥ 高額介護合算療養費
- ⑦ 高額介護サービス費
- ⑧ 高額療養費
- ⑨ 困難な病気と闘う患者からの申し出を起点として
- ⑩ 資格を取得した日の前日まで引き続き1年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)
- ⑪ 資格を取得した日の前日まで引き続き6か月以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)
- ⑫ 資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を含む。)
- ⑬ 資格を喪失した日の前日まで引き続き6か月以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)
- ⑭ 認定対象者
- ⑮ 被扶養者
- ⑯ 扶養者
- ⑰ 訪問看護療養費
- ⑱ 保険医療機関が厚生労働大臣の定める施設基準に適合するとともに
- ⑲ 保険外併用療養費
- ⑳ 療養費

厚生年金保険法

〔問 7〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 厚生年金保険法第80条第2項の規定によると、国庫は、毎年度、予算の範囲内で、厚生年金保険事業の事務(基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む。)の執行(実施機関(厚生労働大臣を除く。)によるものを除く。)に要する A を負担するものとされている。
- 2 実施機関は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定するが、当該標準賞与額が B (標準報酬月額等の等級区分の改定が行われたときは政令で定める額)を超えるときは、これを B とする。
- 3 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、 C を受ける権利を国税滞納処分により差し押える場合は、この限りでない。
- 4 厚生年金保険法第58条第1項第2号の規定により、厚生年金保険の被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により D を経過する日前に死亡したときは、死亡した者によって生計を維持していた一定の遺族に遺族厚生年金が支給される。ただし、死亡した者が遺族厚生年金に係る保険料納付要件を満たしていない場合は、この限りでない。
- 5 甲(66歳)は35歳のときに障害等級3級に該当する程度の障害の状態にあると認定され、障害等級3級の障害厚生年金の受給を開始した。その後も障害の程度に変化はなく、また、老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計額が障害等級3級の障害厚生年金の年金額を下回るため、65歳以降も障害厚生年金を受給している。一方、乙(66歳)は35歳のときに障害等級2級に該当する程度の障害の状態にあると認定され、障害等級2級の障害基礎

年金と障害厚生年金の受給を開始した。しかし、40歳時点で障害の程度が軽減し、障害等級3級の障害厚生年金を受給することになった。その後、障害の程度に変化はないが、65歳以降は老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給している。今後、甲と乙の障害の程度が増進した場合、障害年金の額の改定請求は、E。

選択肢

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ① 100万円 | ② 150万円 |
| ③ 200万円 | ④ 250万円 |
| ⑤ 遺族厚生年金 | ⑥ 甲のみが行うことができる |
| ⑦ 甲も乙も行うことができない | ⑧ 甲も乙も行うことができる |
| ⑨ 乙のみが行うことができる | ⑩ 障害厚生年金 |
| ⑪ 障害手当金 | ⑫ 脱退一時金 |
| ⑬ 当該初診日から起算して3年 | ⑭ 当該初診日から起算して5年 |
| ⑮ 被保険者の資格を喪失した日から起算して3年 | |
| ⑯ 被保険者の資格を喪失した日から起算して5年 | |
| ⑰ 費用 | ⑱ 費用の2分の1 |
| ⑲ 費用の3分の1 | ⑳ 費用の4分の3 |

国民年金法

〔問 8〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 国民年金法において、被保険者の委託を受けて、保険料の納付に関する事務(以下本肢において「納付事務」という。)を行うことができる者として、国民年金基金又は国民年金基金連合会、厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申し出をした A 、納付事務を B ことができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するものに該当するコンビニエンスストア等があり、これらを C という。
- 2 遺族基礎年金が支給される子については、国民年金法第 37 条の 2 第 1 項第 2 号によると、「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は二十歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に D こと」と規定されている。
- 3 遺族基礎年金を受給できる者がいない時には、被保険者又は被保険者であった者が国民年金法第 52 条の 2 に規定された支給要件を満たせば、死亡した者と死亡の当時生計を同じくする遺族に死亡一時金が支給されるが、この場合の遺族とは、死亡した者の E であり、死亡一時金を受けるべき者の順位は、この順序による。

選択肢

- ① 完全かつ効率的に行う
- ② 婚姻をしていない
- ③ 市町村(特別区を含む。)
- ④ 実施機関
- ⑤ 指定代理納付者
- ⑥ 指定納付受託者
- ⑦ 申請に基づき実施する
- ⑧ 適正かつ円滑に行う
- ⑨ 適正かつ確実に実施する
- ⑩ 都道府県
- ⑪ 日本国内に住所を有している
- ⑫ 納付受託者
- ⑬ 配偶者又は子
- ⑭ 配偶者、子又は父母
- ⑮ 配偶者、子、父母又は孫
- ⑯ 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
- ⑰ 保険者
- ⑱ 保険料納付確認団体
- ⑲ 離縁によって、死亡した被保険者又は被保険者であった者の子でなくなっていない
- ⑳ 養子縁組をしていない